



消費者被害速報

NO90
2018年6月

☆左京区で発生した詐欺事案です。

70歳代女性宅に、6月4日夕方、自宅に消費者センターから「契約不履行」と書かれたハガキが届いた。

ハガキに印字されていた消費者センターに連絡を入れると、田中法律事務所を紹介されたので、すぐに事務所に連絡を入れた。

法律事務所の方から、「あなたは丸八布団を買われたことがあるでしょう。」と言われ、「買ったことはない。」と答えると、「丸八布団の会社から訴訟を起こされている。」と言われた。不審に思い、すぐに下鴨警察に行き、ハガキを見せたところ、消費者センターと法律事務所の番号は詐欺の番号と判明。警察より、「その番号には電話をしないように。」と言われた。



⇒このようなハガキは、架空の事実の文書やメールを送り付ける詐欺の手口です。不審なハガキや文書、メールが届いても、決して連絡しないようにして下さい！！

注意!!

些細なことでも、皆様の周りで「あれ?」と思うことがありましたら下記まで連絡下さい



高齢サポート・音羽

地域包括支援センター

TEL: 595-8139 FAX: 593-4139

担当: 加藤・益野